建　第 1934 号
令和４年１月 14 日

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会会員　殿

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会会長
（山形県県土整備部建築住宅課長）

令和３年度山形県被災建築物応急危険度判定士養成講習の実施について（通知）

日ごろ、本県の建築住宅行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本県では、大地震により被災した建築物の二次災害防止のため、外観調査で危険度を判定する応急危険度判定士の認定を行っております。令和３年３月末で 1,042 名の判定士を認定しておりますが、大規模な地震に備えるため、判定士の増員を図っていく必要があります。
つきましては、下記により講習を実施しますので、受講資格がある方への周知について、御協力くださるようお願いします。

記

１　講習形式　各自ＷＥＢで講習用動画を視聴してください。
２　受講期間　令和４年１月１７日（月）から令和４年２月２５日（金）
３　受講資格者　山形県に居住又は勤務し、次のいずれかの資格を有する方です。
①建築士、②２級建築士、③木造建築士、④建築基準適合判定資格者、
⑤建築技術の実務経験２年以上の行政職員
４　講習内容　動画は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の要点解説です。次の①～③の動画をすべて視聴して下さい。例年の対面講習ではマニュアルの貸出（講習終了時に回収）を行っていますが、本講習ではマニュアルの貸出は行いませんので御了承下さい。なお、マニュアルは市販されておりますので、必要な方は各自でお求め下さるようお願いいたします。
①判定基準、木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル　約 90 分
②鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル　約 60 分
③鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル　約 80 分
④山形県被災建築物応急危険度判定体制について（テキスト）
５　受講料　無料
６　申込み　**令和４年２月１８日（金）**までやまがたｅ申請又は別紙より申込み下さい。
申込者に動画視聴用ＵＲＬを順次送付します。
https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5120
７　その他　講習受講後、認定申請書類を**令和４年２月２８日（月）**までに居住地を所管する総合支庁建設部建築課に郵送して下さい。受講確認のため【受講確認書】の添付が必要です。
認定講習及び認定申請の詳細については、県ホームページをご覧下さい。
ホーム ＞ 防災・安全 ＞ こちら防災やまがた！ ＞ 防災情報 ＞ 地震・津波・火山 ＞ 地震 ＞ 危険度判定 ＞ 危険度判定について ＞ 被災建築物応急危険度判定について
https://www.pref.yamagata.jp/180025/bosai/kochibou/bousaijouhou/jishintsunami/earthquake/kikendohantei/kikendohantei/r3kenchikukousyu.html

やまがたｅ申請
はこちら⇒

【担当】県土整備部建築住宅課
建築安全推進担当　中川
TEL：023-630-2640　FAX：023-630-2639